

三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会 運営要領

第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、三峰川総合開発事務所工務課に置くものとする。

第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この運営要領は、平成21年11月25日から適用する。

別紙

**三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会・名簿
委 員(案)**

区 分	専門分野	氏 名	所 属
学識経験者	マスコミ	まえだ ひろし 前田 弘司	中日新聞社論説室／論説委員
	交通工学	まつい ひろし 松井 寛	名城大学理工学部建設システム工学科/教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	ろくごう けいてつ 六郷 恵哲	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
関係機関等	関係行政機関	きたむら つとむ 北村 勉	長野県建設部河川課長
	利水者等のユーザー	うちほり ゆきお 内堀 幸夫	長野県企業局次長

事務局等

区 分	氏 名	所 属
中部地方整備局	山内 博	河川部広域水管理官
	鈴木 勝	三峰川総合開発工事事務所長
	大中 武易	天竜川ダム統合管理事務所長